

## 第1章 プラン改定にあたって

### 1 背景・趣旨

- 本県の外国人人口は、平成26年(2014年)以降増加傾向であり、平成30年(2018年)末では29,263人。滞在の長期化・定住化傾向。
- 国においては、平成31年(2019年)4月1日改正入管法が施行され、新たに在留資格「特定技能」が創設された。国として、長期に滞在する外国人の受入れ拡大の方針が示され、今後さらなる外国人住民の増加が見込まれる。
- 「地域における多文化共生推進プランについて」(平成18年(2006年)3月総務省自治行政局国際室通知)に基づき、「しが多文化共生推進会議」を設け、提言(平成21年(2009年)11月)を受け、平成22年4月にプランを策定。平成27年度に策定した改定版のプランの計画期間が令和2年(2020年)3月に終了。
- 経済・社会情勢の変化やそれに伴う課題への対応など、より実情に合ったプランとなるよう見直しを行う。

### 2 プランの位置づけ

- 「滋賀県基本構想」の理念をふまえ、本県が取り組むべき多文化共生の社会づくりについて、各主体が取り組む方向性を示す指針

### 3 計画期間

- 令和2年(2020年)度～令和6年(2024年)度の5年間

## 第2章 多文化共生を取り巻く現況

- 滋賀県人口:人口減少局面に入った。
- 県内外外国人人口:平成30年(2018年)12月末現在、滋賀県の外国人人口は29,263人、平成26年以降増加傾向。
- 国籍等別:国籍等別では、ブラジル(8,525人、29.1%)、中国・台湾(5,194人、17.7%)、韓国・朝鮮(4,533人、15.6%)、ベトナム(3,325人、11.4%)、フィリピン(2,428人、8.3%)の順。国籍は100か国1地域と多国籍化が進展。
- 在留資格別:在留資格別では、「永住者」は9,467人で33.2%を占め、増加傾向。
- 外国人労働者等:平成30年(2018年)10月末現在、県内の外国人労働者数は17,238人、外国人雇用事業所数は1,855と過去最高
- 日本語指導が必要な外国人児童生徒等:平成30年(2018年)5月1日現在、県内の日本語指導が必要な外国人児童生徒等の人数は1,365人と増加傾向。

## 第3章 多文化共生推進に関する基本的な考え方

### 1 滋賀県がめざす多文化共生社会の姿

- (1) 県民一人ひとりが、地域社会の担い手として対等な関係を築くことを目指しながら、多様性を生かして活躍することで、地域社会や経済が活性化しています。
- (2) 互いの文化を尊重し、県民の異文化理解力や国際感覚が向上しています。
- (3) すべての人が利用可能なユニバーサルデザインの地域づくりが進んでいます。
- (4) 多様な主体と協働した地域づくりが進んでいます。
- (5) 県民の人権意識が高揚しています。

### 2 基本目標

滋賀県で暮らし、働き、学ぶすべての人が、国籍や民族などの違いにかかわらず、相互に人権と個性を尊重しながら、多様性を生かして活躍できる多文化共生の地域社会を目指す。

《多文化共生とは》

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

(平成18年(2006年)3月 総務省「多文化共生の推進に関する研究会報告書」より)

## 第4章 多文化共生施策の推進

《推進体制》

- 各主体の役割(県民、自治会など、大学、企業、市民活動団体、国際交流協会、県、市町、国)
- 推進体制(滋賀県入管法改正に係る庁内対応検討チーム、広域的な連携)
- プランの進行管理(事業進捗状況把握、中間・期末評価)

## 第5章 多文化共生施策の展開

### 【行動目標1】 ところが通じるコミュニケーション支援

外国人県民等が、生活に必要な情報を確実に入手でき、地域社会で円滑なコミュニケーションを図れるよう支援します。



#### 施策の方向性(1) 地域における情報の多言語化

- ① 多言語による行政・生活情報の提供
- ② 外国人県民等のための相談窓口の設置、専門家の養成
- ③ 「やさしい日本語」等の普及
- ④ 多言語案内表示の普及
- ⑤ ささまざまな主体との連携による情報提供

#### 施策の方向性

##### (2) 日本語および日本社会についての学習機会の提供

- ① 日本語学習機会の提供
- ② 日本語教育人材の育成
- ③ 日本語教室への支援
- ④ 地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進 ★

### 【行動目標2】 安心して暮らせる生活支援

誰もが安全・安心に生活できる環境を整備します。



#### 施策の方向性(1) 安心して暮らせる居住支援

- ① 安心して暮らせる居住支援

#### 施策の方向性

##### (2) 安心して利用できる保健・医療・福祉体制の整備

- ① 多言語による社会保障等の情報提供
- ② 相談・支援における保健・医療・福祉関係機関との連携
- ③ 外国語対応が可能な医療機関についての情報提供
- ④ 外国人患者の受入体制の整備

#### 施策の方向性(3) 災害時への対応

- ① 防災知識等の普及啓発
- ② 防災訓練などへの参加促進
- ③ 災害時外国人支援のための人材養成
- ④ 災害多言語支援の中核的な支援拠点の設置
- ⑤ 広域的な災害支援体制の構築

#### 施策の方向性(4) 生活安全における支援の充実

- ① 地域安全対策の推進
- ② 交通安全対策の推進

### 【行動目標3】 外国人材の活躍支援

地域経済や社会を支える貴重な人材として、外国人材を円滑かつ適正に受入れるとともに、多様な外国人材の活躍を支援します。



#### 施策の方向性(1) 外国人材の受入れと活躍支援

- ① 外国人材受入サポートセンターによる支援 ★
- ② 適正雇用等に向けた啓発や助言
- ③ 海外からの外国人材の受入れ支援 ★

#### 施策の方向性

- ④ 外国人留学生の県内企業等への就職支援 ★
- ⑤ 外国人県民等を対象とした職業訓練の機会の提供
- ⑥ ハローワークや就労支援窓口における多言語対応 ★
- ⑦ 外国人材のニーズや受入れ状況の把握、関連施策の推進等 ★

### 【行動目標4】 次世代を担う人材の育成

子ども一人ひとりの個性を大切に、未来を拓く心豊かでたくましい人づくりに取り組みます。



#### 施策の方向性(1) 教育環境の整備

- ① 外国人児童生徒等日本語指導対応加配教員の配置等
- ② 外国人児童生徒等の受入体制の整備
- ③ 外国人児童生徒等の教育に関わる課題や施策についての情報交換
- ④ 外国人児童生徒等の教育に携わる教員の研修
- ⑤ 児童生徒への多文化共生社会に対応する国際理解教育の推進

#### 施策の方向性

- ⑥ 進路支援への取組み
- ⑦ 外国人児童生徒等の支援に取り組む市民活動の推進
- ⑧ 外国人学校の法的地位の明確化の推進
- ⑨ 体験学習支援
- ⑩ 夜間中学校設置に関する検討 ★
- ⑪ 就学前の教育・保育の充実 ★

### 【行動目標5】 活力ある多文化共生の地域づくり

偏見や差別の解消を図るとともに、相互理解の促進と、それぞれの強みを生かした活力ある地域づくりに取り組みます。



#### 施策の方向性(1) 地域社会に対する意識啓発

- ① 多文化共生の意識づくりに向けた啓発
- ② 多文化共生意識を持った行政職員の育成
- ③ 交流の場づくり

#### 施策の方向性(2) 多様性を生かした活力ある地域づくり

- ① 社会活動への参加促進
- ② 地域で活躍する外国人県民の情報発信
- ③ 多様性を生かした地域づくり

## 第13回首長会議での主な意見と対応

No.	主な意見	意見への対応
1	日本語がある程度できると、地域との触れ合いもできるし、イベントにも参加して、市民として皆受け入れられることになるので、そこがすごく大事だと思うが、市町村レベルだと、日本語教育はなかなか難しいので、県を含めて広域というか、いろいろな意味で考えていただくのがあるがたい。	第2次改定版滋賀県多文化共生推進プランにおいて、新たな取り組みとして、地域日本語教育の総合的な体制づくりを盛り込んだ。
2	医療現場の場合、医療通訳。いわゆる医療専門通訳の養成のような話が出ており、個々の病院や個々の市町でやるのは結構きついなと思っている。	第2次改定版滋賀県多文化共生推進プランにおいて、成果指標として、外国人患者受入拠点の医療機関数を目標値として設定。県内各圏域において、外国人患者の受入れ体制が整備されるよう、支援に取り組む。
3	対等の関係というのは本当に難しい。 現実に権利義務の関係、言葉の関係、そして、外国人であるがゆえに当然耐え忍ばなければいけない分野があるとき、目隠しては存在できない。 プランにおいて「対等の関係に立ち」というと、活字として、お題目としては立派に見えるが、理念をここで述べても仕方ない状況が現時点の状況だと思っている。 そう遠くはない将来だと思うが、こういうことを当然標ぼうできる時期が来ると思う。 「地域社会の一員として相互に人権と個性を尊重しながら」と言っても、べつに差し支えない。あえて「対等の立場に立ち」ということはちょっと勘違いがあるのではないかという気がするので、その辺を直視していただきたいと、意見として申し上げる。	「対等な関係」については、現時点で県の権限のみでは越えられない課題があることから、基本目標ではなく、滋賀県がめざす多文化共生社会の姿の部分に、「地域社会の担い手として対等な関係を築くことを目指しながら」という姿勢を示す文言を盛り込むこととした。
4	企業に外国人労働者を雇用するにあたって求められている義務とか、そういうことがあるかどうか、やはり企業が外国人労働者を雇うときに一定の、例えば通訳を準備するか、住居をちゃんと手配するなどの責任を課しているのか。	第2次改定版多文化共生推進プランにおいて、企業の役割として、具体的な企業の責務を明記。
5	しが外国人相談センターと市町が連携する体制づくりを今から進めていく必要があると思っているので、ぜひ実行していきたいと思う。	県内市町も対象とした相談員研修会を開催。
6	行政用語等について、翻訳の参照をするような共通のものがあつた方がいい。	国への要望において、行政手続きに係る用語等、全国的に統一した翻訳ができるものについては、省庁連携の下、国において示していただくことなどを要望している。
7	不就学も出てくるので、これらに対してもしっかりとやっていかなければいけないと思う。	第2次改定版滋賀県多文化共生推進プランにおいて、成果指標として、県内の不就学の児童生徒数を現状の「0人」を維持することを目標として設定。
8	愛荘町にはサンタナ学園というポルトガル語圏の方々が入っていらっしゃる学園がある。 保育の無償化にあたり、5年間は認可外保育所も無償化対象になっているが、5年後におそらくこの保育基準を満たす認可保育園のかたちになるのは、たぶん難しいだろうなと、思っている。 これを愛荘町のみで救っていく事業を実施するのはなかなか難しいことであるので、何とか他の市町と連携しながら、外国からいらっしゃっている子どもたちの保育の環境を守るように、その関係も今から持っていければと思っている。	第2次改定版滋賀県多文化共生推進プランにおいて、就学前の教育・保育の充実に係る施策・取組を追加。各家庭の状況に応じた個別の支援の充実、保育の充実や質の向上に向けた指導・助言、切れ目のない支援等に取り組んでいく。

No.	主な意見	意見への対応
9	日本語教育は、国際交流協会を中心にやっていただいているが、永続性、持続性をどのように高めていけるかということが今課題。	第2次改定版滋賀県多文化共生推進プランにおいて、新たな取り組みとして、地域日本語教育の総合的な体制づくりを盛り込んだ。
10	命に関わる災害面であったり、また病院についても、やさしい日本語の普及も含めて、いろいろ啓発は行っているが、全体的な意見として、その場その場しのぎの対応ではもうどうにもならない。人も足りないし、財政的にもお金も足りないというような状況があらちちらで起こってきている。国に求めるべき点、そしてまた県で対応していただくべき点ということで、またスケールメリットも生かしながら、できるだけ効率よい施策の実行を、前に進めていただければと思う。	災害時の外国人支援等については、県、市町、国際交流協会等と共同で訓練を実施するなど、広域的な連携のもと、取り組んでいるところ。県や複数の市町等が共同して取り組むことが効果的であると思われる事業等については、今後も連携して取り組んでまいりたい。また、国に対しても、地域の実情を伝えながら、効果的な施策が講じられるよう求めてまいりたい。
11	幼児教育保育無償化の問題については、認可外施設は県の監督の中にあるということであり、法律の枠組みとしては、この5年間で認可を取る努力をするということが約束になっているので、県にも頑張っていたかできないかと思っている。	第2次改定版滋賀県多文化共生推進プランにおいて、就学前の教育・保育の充実に係る施策・取組を追加。各家庭の状況に応じた個別の支援の充実、保育の充実や質の向上に向けた指導・助言、切れ目のない支援等に取り組んでいく。
12	相談窓口をもっと充実すべき。なぜ日本人には心配ごと相談があって、法律や年金や生活相談、健康相談があるのに、私たちにはないのかというのが、彼らの率直な疑問であり、問題提起である。	しが外国人相談センターにおいては、滋賀県弁護士会と連携するなどし、法律相談等、より専門的な相談への対応の充実も図っていきたく考えている。市町で対応が困難な相談については、県の相談窓口につないでいただきたい。
13	住むこと、生活することの基本が保障されていない。	第2次改定版滋賀県多文化共生推進プランにおいて、成果指標として、セーフティーネット住宅の登録数を設定し、要配慮者の入居を拒否しない、住宅確保に努めてまいる。
14	危機感を持って、外国人住民に対する権利保障、生活指導、相談窓口のことなど、どう充実していくのかということについて、市長会を含め、県、国に対してしっかりものを言っていく、課題をどんどん提起していく必要があるのではないか。	国への要望については、県においても様々な協議会やPTの枠組みを活用して実施しているところ。市町ワーキング等を通して、日頃から各市町の声も踏まえて国に挙げていきたい。
15	医療通訳という制度については、国の制度がないが、民間資格としてはあるので、それをうまく活用していく必要があるのではないかと思っている。	第2次改定版滋賀県多文化共生推進プランにおいて、成果指標として、外国人患者受入拠点的医療機関数を目標値として設定。県内各圏域において、外国人患者の受入れ体制が整備されるよう、支援に取り組む。
16	県と市でワーキングを設けてという話だが、しっかりと重層的な仕組みをつくって、正式に判断するところは正式に判断しながら、連携するところは連携しながら進めていく、より充実した仕組みをぜひお考えいただきたい。	滋賀県市町多文化共生ワーキングの実施にあたり、県・市町の担当者のみのワーキングにとどまらず、国や国際交流協会等、関係者から幅広く意見を聞けるような場としても、充実を図っていく。
17	どこの企業で働いているか、どこに住んでいて、どの自治会に入っているか、どういうエリアか、そういうちゃんとしたデータベースをつくることで、何かあったときはより対応しやすいのではないかと。おそらく個人情報保護の壁があってなかなかできないと思うが、そのあたりをぜひ県とともに考えていけたらと思う。	外国人労働者に関するデータについては、外国人労働者の雇用状況届出を所管する労働局や在留管理を行う入国管理局等にも情報提供を求めているところであるが、個別の詳細なデータの提供は難しいとのことである。引き続き、自治体の施策に資するデータの提供については求めていきたい。